

平成25年第2回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成25年3月7日（木曜日）午前10時開議

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 常任委員長視察報告 | |
| 第 5 | 議員派遣 | |
| 第 6 | 一般質問 | |
| 第 7 | 議案第 1号 | 片品村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 第 8 | 議案第 2号 | 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第 9 | 議案第 3号 | 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について |
| 第10 | 議案第 4号 | 片品村道路構造条例の制定について |
| 第11 | 議案第 5号 | 片品村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について |
| 第12 | 議案第 6号 | 片品村道路標識条例の制定について |
| 第13 | 議案第 7号 | 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について |
| 第14 | 議案第 8号 | 片品村村営住宅等整備基準条例の制定について |
| 第15 | 議案第 9号 | 片品村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について |
| 第16 | 議案第10号 | 片品村消防団条例の全部を改正する条例について |
| 第17 | 議案第11号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第18 | 議案第12号 | 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第19 | 議案第13号 | 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |
| 第20 | 議案第14号 | 指定管理者の指定について |
| 第21 | 同意第 1号 | 片品村教育委員会委員の任命について |
| 第22 | 議案第15号 | 平成24年度片品村一般会計補正予算（第6号）について |
| 第23 | 議案第16号 | 平成24年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |

第24	議案第17号	平成24年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
第25	議案第18号	平成24年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第3号）について
第26	議案第19号	平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
第27	議案第20号	平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について
第28	議案第21号	平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
第29	議案第22号	平成25年度片品村一般会計予算について
第30	議案第23号	平成25年度片品村国民健康保険特別会計予算について
第31	議案第24号	平成25年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
第32	議案第25号	平成25年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
第33	議案第26号	平成25年度片品村介護保険特別会計予算について
第34	議案第27号	平成25年度片品村下水道事業等特別会計予算について
第35	議案第28号	平成25年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

本日の会議に付した事件

第1	会議録署名議員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般の報告	
第4	常任委員長視察報告	
第5	議員派遣	
第6	一般質問	
第7	議案第1号	片品村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
第8	議案第2号	片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第9	議案第3号	片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
第10	議案第4号	片品村道路構造条例の制定について
第11	議案第5号	片品村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
第12	議案第6号	片品村道路標識条例の制定について

- 第13 議案第 7号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 第14 議案第 8号 片品村村営住宅等整備基準条例の制定について
- 第15 議案第 9号 片品村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 第16 議案第10号 片品村消防団条例の全部を改正する条例について
- 第17 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第12号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第14号 指定管理者の指定について
- 第21 同意第 1号 片品村教育委員会委員の任命について
- 第22 議案第15号 平成24年度片品村一般会計補正予算(第6号)について
- 第23 議案第16号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第24 議案第17号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第25 議案第18号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第26 議案第19号 平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第27 議案第20号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)について
- 第28 議案第21号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- (日程第22から日程第28まで一括上程)
- 第29 議案第22号 平成25年度片品村一般会計予算について
- 第30 議案第23号 平成25年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 第31 議案第24号 平成25年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 第32 議案第25号 平成25年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 第33 議案第26号 平成25年度片品村介護保険特別会計予算について
- 第34 議案第27号 平成25年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 第35 議案第28号 平成25年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

(日程第29から日程第35まで一括上程)

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 5 年 3 月 7 日			
出席議員 1 3 名		欠席議員 1 名	欠員 名
第 1 番	星 野 栄 二		(出 席)
第 2 番	梅 澤 志 洋		(出 席)
第 3 番	星 野 精 一		(出 席)
第 4 番	高 橋 正 治		(出 席)
第 5 番	千 明 道 太		(出 席)
第 6 番	星 野 逸 雄		(出 席)
第 7 番	今 井 功		(出 席)
第 8 番	戸 丸 廣 安		(出 席)
第 9 番	星 野 千 里		(出 席)
第 1 0 番	飯 塚 美 明		(出 席)
第 1 1 番	笠 原 耕 作		(出 席)
第 1 2 番	星 野 育 雄		(出 席)
第 1 3 番	星 長 命		(出 席)
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫		(欠 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	吉 野 耕 治
農 林 建 設 課 長	萩 原 正 信
むらづくり観光課長	木 下 浩 美
教 育 次 長	佐 藤 八 郎
会 計 管 理 者	星 野 朋 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	桑 原 健 一 郎
主 査	金 子 小 百 合

議長（高橋正治君） ただいまから、平成25年第2回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時06分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 千明道太君及び6番 星野逸雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高橋正治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（高橋正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日まで受理した請願及び陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配布の請願及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しました。

次に、去る3月1日に片品村教育委員会から教育委員会の点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員長視察報告

議長（高橋正治君） 日程第4、常任委員長視察報告について、お手元に配布してあります、行政視察報告書のとおり報告します。

日程第5 議員派遣

議長（高橋正治君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配布の議員派遣書のとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第6 一般質問

議長（高橋正治君） 日程第6、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

12番 星野育雄君。

（12番 星野育雄君登壇）

12番（星野育雄君） はい、12番。

一般質問をします。

塗川橋は、幡谷集落唯一の出入り口です。

建設後55年が経ち、重い車が渡ると崩壊の危険があります。

新塗川橋の建設は、第2区の最重点要望事項です。

村当局及び村議会は、村管理70橋の中で、最優先で架け替える橋として、本年度詳細設計を発注しました。

そこで、塗川橋の架け替えについて、村長に質問いたします。よろしくお願ひします。

（12番 星野育雄君 質問席に移動）

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君、答弁席へ願います。
(村長 千明金造君 答弁席に着席)

議長（高橋正治君） 質問者、星野育雄君。

12番（星野育雄君） はい。

最初に、村長に塗川橋建設事業の状況について、三点お伺いします。

一点目ですが、平成25年度当初予算にどれくらいの金額が計上されているかお聞きしたい。願います。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

それでは、まず一点目についてお答えさせていただきます。

平成25年度予算にどのくらいの金額が計上されているかでございますが、塗川橋の架け替え工事ほかで1億1,000万円を計上いたしました。

12番（星野育雄君） はい。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。
午前10時12分

午前10時13分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（高橋正治君） 質問者、星野育雄君

12番（星野育雄君） 二番目ですが、平成25年度の工事予定と、工事概要についてお聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

平成25年度の工事予定としましては、両側の橋台設置工事を予定しております。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 三番目に、竣工までの年次予定概要について、お聞きいたします。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

竣工までの予定ですが、平成25年度は両側の橋台工事を実施し、平成26年度に上部工を実施し、引き続き両側の道路取り付けを行い、同年内には完成し通行可能となるよう計画しています。

年度末には旧橋の撤去まで行う予定であります。

12番（星野育雄君） はい。

議長（高橋正治君） 星野育雄議員。

12番（星野育雄君） 第二番目ですが、計画橋の用地について、二点伺います。

一番目に、土地承諾者の用地について、村への所有権移転登記は着工前か、後になるかお聞きいたします。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

所有権移転登記につきましては、時期についてですが、新年度早々には分筆登記を進めて、併せて所有権移転登記も進めて、工事着工前には用地確保できるよう進めていきたいと思えます。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄議員。

12番（星野育雄君） 二つ目に、土地立ち会いの折り、境界確認印がもらえない方の対応方法は、どのように進めるのかお聞きいたします。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

境界確認印がもらえない方の対応方法はどのように進めるかとの質問ですが、昨年12月議会で答弁しているように、隣接地主の合理性のない拒否の場合は、客観的に見て判断できるような詳細を記載すれば処理できるということですので、最終的には、境界確認印がもらえない場合は、このような手続きを進めたいと思いますので、議会の皆様へのご協力をお願い申し上げます。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄議員。

12番（星野育雄君） 村長の答弁を伺いまして、平成25年度に着工して、平成26年度に竣工させたいという村長の答弁を聞き、幡谷住民はもちろん、全村民が喜んでいると思います。

道路や橋の整備は、住みよい村づくりの重要課題です。是非、早期に新塗川橋が完成することを切望して、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 次に、8番 戸丸廣安君。

（8番 戸丸廣安君登壇）

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

通告に基づいて一般質問をいたします。

私の質問は、農業振興対策についてでして、SNSソーシャルネットワーキングサービスの活用、F&B良品の採用、販路拡大と6次産業化推進、IT活用施策の4項目に大別されます。

具体的には村長並びに関係課長に質問席にて伺います。

（8番 戸丸廣安君 質問席に移動）

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君、答弁席へ願います。

村長（千明金造君） はい、村長。

（村長 千明金造君 答弁席に着席）

議長（高橋正治君） 質問者、戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい。

まず、農業振興におけるSNSの活用と採用についてです。

村の農業振興には、南相馬市民を1,000人規模で素早く迎え入れた、3.11東日本大震災対応のように、スピードと斬新性が必要と思いますが、そのために自由変化先取りのSNSを活用してみませんか。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

戸丸廣安議員の質問にお答えいたします。

農業振興におけるSNSの活用と採用についてということで、農業振興へのいわゆるソーシャルネットワーキングサービス活用についてのご質問ですが、変化先取りということで、非常に有効な手段であろうと思います。

農業従事者の中でも一部の方については、ホームページを開設し農産物のネット販売に取り組んでいる方もいるようですが、行政としてどのように取り組めるか検討してまいりたいと思います。

村としては、今後もこのような取り組みができるよう、認定農業者など率先して農業に従事している方たちに働きかけをしていきたいと思います。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安議員。

8番（戸丸廣安君） 議長。

有効であるというようにおっしゃっていただきまして、大変心強いであります。

次に、村の職員全員に、フェイスブックのアカウントを持たせるつもりというのはございますか。これは匿名性を排除した極めてわかりやすい形での相互交流が可能ということで行われております。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

村の職員全員にフェイスブックのアカウントを持たせるつもりはないかご質問ですが、村の職員に職務上必要なものかどうか、係に調査研究をさせているところです。その結果検討したいと考えています。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） わかりました。

続きまして、SNSを村の行政遂行の充実と村民への伝達手段として活用できないものか、この点は村長いかがでしょうか。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

村民への伝達につきましては、片品村は従来から区長さんを始めとするしっかりとした行政組織が充実しています。また防災無線が村内の全戸に設置しておりますし、広報かたしな、片品村のホームページも整えています。今あるものを更に充実していくことも大事なことと考えています。活用については今後検討していきたいと思います。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） さらに充実をさせるということで、検討の内容に加えていただけるということで、大変力強く思います。

次に、このSNSを活用した村民とのインターアクティブ、つまり双方向性対話の強化の必要性はあるとみたこの辺を言及をお願いいたします。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

SNSの活用につきましては、実際の状況は、職員に今研究させているところでありますので、また村民のニーズがあるかどうかも含めて今後検討していきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） はい。

千明村政と言えば、高福祉低負担がモットーであります。その高福祉低負担と防災、安心安全の行政サービスをSNS活用で更に充実できないものか。私としてはできるのではないかとそのように考えますけれども、その点を言及をお願い申し上げます。

村長（千明金造君） はい、

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長

この関係についても、前向きに検討をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） 是非、前向きにそして具体的に検討の方を、そして取組の方をよろしく申し上げます。

片品は、フレッツ光インターネットの回線の導入が早かったです。その本村でのSNSを用いられればかなりこのインターネット回線が更に生きる。このように思いますけれどもこの点はどのように考えますか。答弁をお願いします。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前10時24分

午前10時25分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

今の関係につきましては、議会と多くの関係者のご理解をいただき、全村内に光回線を整備させていただいております。利用状況については、目標以上を加入いただいておりますが、更に利用していただけるよう考える次第でございます。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） インターネット自体が生活に密着されるものとして見つめる時に、このSNSも含まれると考えますので研究をさらによろしく申し上げます。

なお、比較的利用者が多いのは若者世代です。その若者の意識言行に講ずるスピードのある行政対応とこのようになるように思いますので、この点を一言ありましたら言及してください。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

具体的な取組の事例をいただきましたが、これについても片品村で取り込むことができるかどうか前向きに検討していきたいと思います。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） 是非、前向きに検討の方をお願いします。

次に、観光振興にとどまらず、それ以外の分野、つまり産業振興や農業振興のために、このSNSを活用するということを考えたわけですけれども、この点に関して村長としては、どのように受け止めておられますか。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

同じ内容になるんですが、前向きに検討していきたいということになります。よろしくをお願いします。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） できればもう少し深く答弁を願いたいところではありますが、その点を思いを込めて、次の質問へと移らせてまいります。

片品には尾瀬ブランドがあります。これを村外、県外、全国にアピールしていくことが必要であろうと思います。

その手助けとなるのが、このSNSインターネットによる広範的なピーアールの仕方だと思います。それ故もう一度この点に関して共通しますけれども、SNSを使つての尾瀬ブランド製品の販売の促進化をしてみませんか。

これに関しましては、担当課長にも言及してもらうことができればお願いしたいという

ふうに思います。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

SNSで尾瀬ブランド品の販売を活用してみないか。尾瀬ブランド品への対応と今後の戦略とはという質問であります。まず、尾瀬ブランド品への対応につきましては、尾瀬ブランド委員会の人達にお世話になり、内容の見直しやら、公募・審査を行ってきました。

加工食品のみならず、工芸民芸品など31点を第2次尾瀬ブランド品として、昨年7月に認定をしていただいたところであります。

認定以降は、名水サミットや禹王サミット、また観光展や物産展などでのPR、パンフレットやのぼり旗の作製、花の駅やかたしなやなどで取り扱い、村ホームページで周知PRなどを行っているところであります。

次に、今後の戦略ということでもありますけれども、片品村の特産品である尾瀬ブランドや農産物などの販売を促進することは、村の主産業である農業や観光の育成と合わせ、村経済にとって大切なことであり、総合計画後期基本計画シンボルプロジェクトの中にも位置づけて、取り組んでいるところであり、今後も行政として可能な範囲で積極的に支援してまいりたいと考えております。具体的には平成25年度事業として、学識経験者や住民などの構成する組織を設け、販路拡大に向けた仕組みづくりの検討や、インターネット販売システム構築研究や、お届けパック販売モデル事業などを予定しております。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） この点に関しまして、担当のむらづくり観光課の方では、何かありますか。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

⑤の方は私の方でお願いします。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分

午前10時32分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

ただいまのご質問でございますけれども、村長が述べられたように、細かく今説明をされたかと思っております。SNSいわゆるソーシャルネットワーキングサービスということを使ってのPRであるとか、そういったことも検討していくということで、村長は細かく答えておりますので、私の方は以上で村長の答弁に代えさせていただきます。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君）

既にSNSを通して、尾瀬ブランドの販売に入っていると、こういうような点は、表現をできる段階にきているのかその辺があると思いますが、その辺も後ほど言及してもらえればというふうに思います。

次に、村長にお伺いします。SNS等を活用した双方向性のある情報展開へとかたしなやを充実させるべきだとこのように考えますけれども、この点はどう思いますか。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

SNSを活用した情報センターへとかたしなやをすべきだが、かたしなやの販売戦略と目標達成の現状との質問ですが、議員ご承知のとおり、かたしなやは、憩いとおもてなし、交流と連携の拠点づくりとして、広く村内外を視野に入れ、村の中心地を整備し、人々に来ていただく、利用していただくという考えのもと、出来ることから取り組もうと、群馬県の補助事業にて整備し、昨年7月にオープンしたところであります。交流と憩いの場、喫茶コーナー、資源の情報発信、特産品等のPR、6次産業化の推進など目標内容があります。

現状は、村民や観光客向けへの各種催しの開催、学校等の待ち時間での利用、地元のお年寄りなどの憩いの場、観光客を含めた村内外の利用、新商品水芭蕉焼きの製造販売、は

げ盛イベント支援、農産物組合員は現在57人、各種団体や村民との連携により、1月末現在の売上は、1,250万円で、販売点数は28,900点であります。まだオープンして半年でございますので、まずはしっかりいろいろと挑戦しながら、やってみることが大事ではと、まだまだ伸び代があると感じているところであります。

次に、工夫と改善点が幾つか考えられるが、とのご質問ですが、必要な工夫や改善は、当然、取り組んでまいりたいと考えております。地元住民や学識経験者等を交えて、更なる利用活用等を検討して行く予定でありますのでよろしくお願いいたします。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） まとめて答えていただきました点もありますので、具体的な販売目標とか、半年経ってみての気づきとか改善点とか、そのようなものも表現していただいたと思います。

なお、時間の関係がございますので、次へと移らせていただきたいと思います。

一点だけこのような点があるので言及します。

営業開始時間、朝、出発前のお遣いが可能なように、営業開始時間のこと。あと、おみやげのそれなりの在庫の確保、まあこれ農産物も含めてですけれども、この辺は感ずるところであります。

次に、F&B良品について具体的にお願いをしたいと思います。

佐賀県武雄市からの誘いである自治体が進めるSNSでありますけれども、そのきっかけは、昨年秋の総務文教常任委員会の行政視察でありました。F&B良品ネットワークの参加を樋渡武雄市長から熱く語られた経緯があります。これに関しまして、前置きの話はいりませんが、率直な印象並びに参加への意志というものを検討されておられましたら、ここで述べられる範囲で良いですけれどもお願いします。そして、もし参加への方向で努力するつもりであれば、いつ頃までに判断をしたいと、どのように考えておられるか、その辺をお願いします。

議長（高橋正治君） 村長でよろしいですか。

8番（戸丸廣安君） 村長お願いします。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） これはむらづくり観光課長になっていますよね。

8番（戸丸廣安君） それでは、課長お願いします。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

武雄市からの誘いでありますF&B良品ネットワークへの参加意思はとのご質問でございますけれども、先ほど村長が述べられましたように、尾瀬ブランド品などの販路促進支援は大切なことであり、販路拡大に向けた仕組みづくり検討や、インターネット販売の研究構築などに取り組んで行くわけでありますので、その中で、ツールの一つとしてF&B良品への参加も検討していきたいというふうに考えております。

続いて、ではそれはいつなのですかということでのご質問ですけれども、新年度の中で、検討を行って、その結果で対応していきたいとそのように考えております。

以上でございます。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） 新年度での検討をとということで、具体的に答えていただきました。共有するところは、販路拡大。それは誰しもの思う、また、行き着いているところのように思いますので、その点での検討が急がればなというように思う次第でございます。

なお、F&B良品の仕組みについて、ほんのちょっと、ほんのちょっとの説明をさせてもらいますけれども、これは自治体が強く後押しする地元産品の全国販売巡回システムです。

商品の認知度が高まり、販路拡大が期待できるというものであります。配送料が既存の半額程度を目指しています。大手宅配会社が、コールセンターを設置し、商品説明、受注も代行するようになると思われます。地元では、商品の開発と安定発送などが期待されます。加入による初期費用が210万円程度で、月額維持費は、これはインターネットでの販売促進という形が可能になるものなんですけれども、15万円程度掛かると言われています。

なお、武雄市から担当者に過日来てもらいましたし、東京のセミナーにも、私事ですがけれども参加をさせてもらっております。武雄の樋渡市長は、片品なら先んじてできるだろうと、そんな風な思いがあつてこそだと思います。一生懸命我々委員会メンバーに接していたし、時間をとってくれて説明をしてくれたことを思い出します。要は、SNSを活用したF&B良品システムがよりスピーディーに、より早くより多くアピールして、良く目立つこと。そして片品産品がみんなの、つまり首都圏や全国の関心事になるというように思う次第であります。こうした点を受けまして質問に入りますけれども、かたしなやのブランド、産品を販路拡大という点において進めていくわけですけれども、今考えられる村

としての課題、人材面での課題、資金面での課題というのが考えられますけれどもその辺を言及お願いいたします。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

それではただいまのご質問にお答えをいたします。

今、考えられる、村としての課題はということ。また人材面での課題、資金面での課題はどうなんだということがございますけれども、まずは、村としての課題はということでお答えをしたいと思います。

商品を販売をする方策として、インターネットを活用することは、一つの方法として大切であるというふう思っております。しかし、ネットで公開を行えば、売れるというものでもないだろうというふうに思います。商品本来の魅力化であるとか、商品内容の発信方法、注文があった際の発送方法などなど、その後の信用問題も含めて、人の関わりが重要であり、その部分も含めた仕組みづくりであるとか体制づくりというものが課題であり、検討していく必要があるというふうに思っているところであります。

続いて、人材面での課題は、とのことですけれども、ネット販売とは言え、人の関わりが極めてやはり重要であるというふうに考えております。誰がどこでどのように関わるのかなど、その仕組みづくり体制づくりの検討の中で、考えていかなければならないと思っています。

次に、資金面での課題は。とのことでございますけれども、ネット販売、ツールの一つであるF&B良品への加入については、ホームページの構築・初期設定・デザインなどの費用として210万円を初期加入料として支払う必要がございます。その後もホームページの維持更新のために月額にすると157,500円、年額にすると毎年189万円を武雄市に支払う必要がございます。

また、F&B良品に加入した場合でも、閲覧数の多い武雄市のフェイスブックと相互につながるわけではありません。独自の検索が必要になると思います。加入した場合は、先ほど議員さんが話されましたように、送料が通常よりも安くなるという利点がございます。

例えば、東京であれば通常700円掛かるとした場合、そこが半額の350円になるといったような利点があるのも確かでございます。

そのような費用対効果も含めて、仕組みづくりと共に検討していく必要があるのかなというふうに考えております。以上でございます。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） 二点、発想を含めてあることを触れてもらいましたし、具体的に費用対効果という点で、積極的にこれは新年度にて研究をしていくだろうな。このように期待を伺えます。

なお、全国的に今加入自治体は11市町村であります。それは主に市と町でありまして、村は今のところ加入していません。そうした中、片品村はできるんじゃないかという熱い思いが届いていることからして、村ということである程度可能だとかこういう思いで色々調べていくなかで感じるどころです。要は、そのしようとしている意欲と、また地域の物産をなんとしても多くの人に知ってもらい、そのような手助けが行政サイドにおいてもできるのではないかと。この様な点を着目している訳でございます。

どちらかと言えば、費用等課題もあるということで、そのへんも十分検討をお願いしたいというふうに思います。あえて村ということも含め、また立地条件も含めて、もしデメリットというのがあるとすれば、そのデメリットをメリットに代えるそういう意欲とか工夫、こういうものが具体的には、なされているやに思えるのが、今のネットを使ったプロモーションになりますし、そのような方向で片品もしていければ、大きな展開がなされる。このように思い期待しているところであります。

それでは次に入ります。販路拡大PR、6次産業化推進についてなんでありますけれども、片品産品を販路拡大の協力、その全国PR、そして必要な6次産業化の推進について、どのように考え、またどう切り開いていくかその辺を言及をお願いします。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

片品産品の販路拡大への協力、その全国PR、そして必要な6次産業化の推進について、どのように切り開くか、村の積極的介入はどこまでかとのご質問ですが、先ほどもお答えいたしましたように、村の経済にとって大事なことであり、行政としても可能な範囲で積極的に支援をしたいと考えております。

6次産業化につきまして、国では村に合ったきめ細かな補助制度がないことにより、今年度に村独自の補助制度を作り支援を行ったり、専門家を招いての勉強会などにて、参加者の意見を聞いたりしているところであります。販路拡大やPRについても、先ほどお答えしましたように、取り組み計画しているところであります。村として出来ることと出来ないことは、との質問ですが、村民全体の利益を考え、公平で偏りのない行政運営が基本であり、その上で総合的に考えて、その都度、判断対応してまいりたいと考えています。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） あくまでも、行政が行うことに関しては、公平さが必要だという点を重々承知であります。ただ、ならばすべての希望するあるいは積極的にそういう分野に関わりたいというところに関して、協議の部分を惜しまず全面的に関与して、ゆくゆくそのような点も、今利用するには必要などころではないかこのように思います。行政が関わる地元産品の販路拡大という点で、流れが全国的にはそうした流れも本当におりますので、このF&B良品を含めてそういう観点でこうした質問にいったということでも理解をお願いしたいと思います。是非、積極的な販路拡大への後押しあるいは指導の方を行政としてお願いしたいと思います。

最後に、農業振興へのIT活用について、施策として伺いたいのですが、SNS等インターネットサービスの活用で、村の農業その他の振興に大幅な変化と効果をもたらすべきではないだろうか、という時期が来ているとそのように思います。やはりこの点は、大きな工場進出というものを願ってやまない片品ですけれども、それが十二分に期待できないという答弁であれば、インターネットでは、バーチャルと言う言葉がありますけれども、バーチャル大店舗などを造ることで、それに匹敵するような事業展開、工場展開をしていけるんじゃないかとそのように期待するものであります。この点に関しまして、村長並びに農林建設課長に答弁をお願いします。

議長（高橋正治君） 質問時間あと6分となっておりますので簡潔をお願いします。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

まず、私の方から、私の部分について答弁させていただきます。農業等振興へのIT活用施策についてのご質問ですが、農業振興のIT化につきましては今後調査研究を進め、片品村の農業振興にプラスになるような取り組みをしていきたいと思っております。

また、バーチャル大店舗と工場の片品進出につきましてであります。行政がどのように関わられるか検討していきたいと思っておりますので、議会の皆様方のご協力をお願い申し上げて戸丸廣安議員への私の答弁とさせていただきます。

議長（高橋正治君） 続いて、農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君） はい、農林建設課長。

それでは、戸丸廣安議員の農業振興へのIT活用施策についてお答えいたしたいと思えます。

農業振興へのIT活用は大変よろしいかと思えます。しかしながら、片品村の農業従事者の現状をみますと、ITにはほど遠い方達が多い状況であります。

また、就農者数も減少しているところであります。全国的にも農業の担い手が減少しているなかであります。地域農業振興については、国が、平成23年10月に定めた「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」における戦略のひとつである持続可能な力強い農業の実現のため、平成24年度において、地域における人と農地の問題解決に向け、集落・地域における話し合いにより、市町村を実施主体として「人・農地プラン」地域農業マスタープランを作成することとし、本村におきましても昨年12月に作成をし、新規就農者の確保や農地利用集積などに取り組んでいるところであります。

この人・農地プランを進めていくためひとつの事業として、新年度予算に新規事業として、青年就農給付金予算を計上いたしました。この青年就農給付金とは、原則45歳未満で、独立自営就農する方に、年間150万円を最長5年間支援するというものであります。

戸丸議員ご指摘の、農業振興へのIT化を進めるためにも、これからの農業の担い手を育成することが大前提であるため、片品村の農業を継承できる就農者の育成に努めてまいりたいと思えます。

また、バーチャル大店舗につきましては、村長が説明申し上げましたとおり、行政がどのように関わられるか調査検討を進めて行きたいと思えます。

以上であります。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） 答弁を具体的な施策に踏み込んでいただいて話してもらいありがとうございます。

なお、農林建設課長、この150万円という5年間の支援の中には、ITを絡めた提案というのも可能だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

議長（高橋正治君） 農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君） はい、農林建設課長。

この青年就農者の給付金につきましては、ITということよりも新たに自営就農する方を対象として給付するものであります。

8番（戸丸廣安君） 議長。

議長（高橋正治君） 戸丸議員。

8番（戸丸廣安君） わかりました。その点は、直接関係性が薄いかもしれない。いずれにしても、このようにして片品村にとりましては、販路拡大を中心として積極的に強い農業を育成していくという心構えが感じられますとともに、そのSNSそしてインターネット、ITをとおして駆使し積極的に全国に打って出る。そのようなことが将来的にきたんじゃないかなと言うふうに思います。ITが十二分になぞらえてないということもありますけれども、それは課題としてしっかりと受け止めて、議会も含めて積極的に推進をしていく。また行ってもらいたいこのように思います。この点をまた改めて言及並びに調査のことを行政に期待しながら私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 以上で、8番 戸丸廣安君の質問を終わります。

議長（高橋正治君） 次に、3番 星野精一君。

（3番 星野精一君登壇）

3番（星野精一君） はい、3番。

3番（星野精一君） 昨年、12月1日付の日本経済新聞の第二面の10cmほどの小さな囲み記事は、大きなインパクトを与えたのか、その後いくつかの雑誌や新聞の経済面で目にしました。

「国内において、大人用の紙おむつの生産量が幼児用の生産を超えたと。これを少子高齢化のシグナルとみなし、海外のヘッジファンド等が日本国債の売り崩しにくることが懸念される」といった内容だったと記憶しております。

今回私は、この少子化時代におけるわが村の取り組みと、農業の活性化に対する質問を通告に基づいて行います。

（3番 星野精一君 質問席に移動）

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君、答弁席へ願います。

村長（千明金造君） はい、村長。

（村長 千明金造君 答弁席に着席）

議長（高橋正治君） 3番 星野議員。

3番（星野精一君） はい、3番。

質問の1ですけれども、平成24年度はこれから生まれる子供まで含めても19人。不転転という言葉をやたらに使うことは慎むべきだと考えますが、しかし、いよいよ20人を割り込んだという現実に対して、不転転の決意で取り組む時が来たとは私は考えますが、村長の認識をお聞かせください。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

星野精一議員の通告に基づいて、質問にお答えいたします。

平成24年度の出生が19人。これに対しての現状認識についてですが、平成24年度に出生予定は19人でしたが、1人転出しましたので18人です。

内訳といたしましては、第1子が9人・第2子が4人・第3子が3人・第4子が1人・第5子が1人、計18人です。

現状認識については、年々出生人数が少なくなっていますので、大変憂慮しておりますが、今後第2子・第3子と出産が増えることを期待して子育て支援を進めていきたいと思っております。

議長（高橋正治君） 星野議員。

3番（星野精一君） はい、3番。

それでは、その共通認識において、2番の質問に入ります。

私は平成25年度を、子育て支援元年と位置づけて、数値目標を設定し、そこに向けて様々な支援を行うべきだと考えます。

その際、数値目標を32人とします。これは片品には32の集落があり、毎年そこに1人の子供が生まれなければ、その集落は衰退していくからです。

具体的な支援内容の私なりの提案ですが、昨年12月25日の東京新聞に興味深い記事が載っており、それを少し読ませさせていただきます。

見出しが、子育て支援、お金よりも保育所安くとありますけれども、10月下旬、0から6歳の子供を持つ全国各地の男女計3,000人がインターネットを通じて答えた。

保育所や幼稚園などの費用負担軽減が72パーセントと最も多く、ほかに児童館や公園など子供の遊び場所の拡充51パーセント、このような記事が載っておりました。

私たちの村での保育料や給食費の無料化、出産などの子育てに関する様々な支援を行い、数値目標に近づけるべきだと考えます。いかがでしょうか。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

保育料や給食費の無料化、出産などの子育てについての支援についてですが、今年4月から、2歳児以上の保育料を無料化するための、関係規則の改正を含めて進めているところであります。

また、給食費につきましても、2人目以上の在籍児童等を扶養する保護者に対し、2人目以降に係る学校給食費の負担を免除することにより、保護者の負担を軽減すべく新年度予算に盛り込んで子育て支援をする予定であります。

なお、現在実施している事業の妊婦健診は、1人14回の健診を医師会に委託して、個人負担なく検診を受けられます。

出産祝金は、第3子以上の出産に対して30万円の祝い金を支給していますし、出産する方については、出産育児一時金を国民健康保険特別会計から1回の出産について42万円を支給し、費用負担の軽減を図っております。

予防接種については、ポリオや日本脳炎・麻疹・風疹・破傷風等も実施していますが、全国に先駆けて、子宮頸ガン・小児肺炎球菌・ヒブワクチンを全額公費負担で実施しています。保護者の負担はなく受けられます。

不妊治療は、助成金交付回数を通算5回とし、治療1回あたりの助成限度額を10万円としての通算で50万円の助成を行い、出産を希望する方への援助を行っています。

今後も引き続き、各種の福祉の支援を継続して、少子化対策や子育て支援をしっかりとやって行く所存でありますのでよろしくお願い致します。

議長（高橋正治君） 星野議員。

3番（星野精一君） はい、3番

先ほど村長の答弁のなかに、保育料の2歳以上とありましたけれども、これは1人目とか2人目とかそういうのがありますけれども、何人目からでしょうか。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

先ほど申しあげましたように、2歳児以上を全額無料ということになります。人数は関

係なく、2歳児以上ということになります。保育料の関係です。

議長（高橋正治君） 星野議員。

3番（星野精一君） はい、3番

私は、常々21世紀の地方自治の本質は、自己決定力、自己責任力、迅速力だと言ってまいりましたが、今の村長の答えはそれに値すると思います。

利根郡の他の4市町村の取り組みを調べてみても、沼田、みなかみ、川場、昭和、給食費が無料のところはありません。

また、保育料ですけれども、条件をつけて、これは村県民税が非課税の家庭であるとか、あるいはそういうところは申請によって保育料が無料のところがありますけれども、片品の取り組みのようところはありません。これは大いに子育て支援に貢献すると思います。

村長、不妊治療というのがありますけれども、これは非常にデリケートな問題なので、なかなかこう普段の会話に上がってこない。しかし、実感として、なかなか授からないという人が増えております。これは、前橋から嫁いでくれた方から聞いたんですけれども、前橋は不妊治療に対して助成が出ていると。利根沼田でも昭和村がこれを行っています。1人年10万円を上限として5年間はこれをやっている。不妊治療に関しては、ほかのところは実際にやっておりません。これも是非欲しいけど授からないということが、本当に切実な問題でありますので、これも是非お考えください。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

先ほど説明したように、片品村でも1回の助成限度額10万円として、通算で5回まで助成を行っておりますのでひとつよろしくお願いします。

議長（高橋正治君） 星野議員。

3番（星野精一君） はい、3番

先月19日の上毛新聞に、幼児教育無償化という見出しがありました。政府は18日、3から5歳児の幼児教育無償化に向け、政府与党による協議会設置する方針を固めた。試算では、幼稚園や保育園に通うすべての3から5歳児を無償にした場合、新たに年間7,900億円が必要で、巨大な財源をどう確保するのか実現に向けた最大の課題となっている。とありました。鳴り物入りで発足した安倍政権ではありますが、私は、これが実行できるか否かが、この政権の本気度を試すリトマス試験紙だと考えております。

子供を育てにくい、あるいは生みにくい社会や国家に未来はないからであります。
片品村の健全な未来のために、私、議員として行政と一緒に取り組む所存であります。
それでは、そのまま3番の質問に移ってもよろしいでしょうか。

議長（高橋正治君） どうぞ。

3番（星野精一君） 今年度生まれる18人のうちに、4分の1弱がIターン家庭です。
Iターン家庭は若い人が多く、少子化に歯止めを掛ける原動力になってくれていますが、
この人達が、移住から定住になれるよう行政がより一層の支援を行うべきです。現状はど
のようになっていますか。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

移住から定住になれるよう、行政が支援すべきと考えるが、とのご質問にお答えいたし
ます。

住環境の整備として、定住・長期滞在を促進するために、村のホームページにて、片品
村空き家バンクナビを創設し、空き家等の情報提供を行う相談窓口を設けております。

現在までの物件情報は17件で、契約件数は12件、その内でも村外から移り住んだ人
の契約は11件となっております。

また、定住促進家賃補助制度を平成23年度に新設したところですが、この2月に要綱
の見直しを行い、より利用しやすくしたところがございます。

今後も、物件情報を増やし、村内外に幅広く情報提供していきたいと考えております。

住環境の他にも、生活をしていく上では、就労の場づくりが大切でありますので、総合
計画後期基本計画の若者の雇用創造に向けたシンボルプロジェクトに、引き続きしっかりと
取り組んでまいります。

また、既に移り住んでいる若者等の感性や行動力なども参考にしたいと、これまでに3回
の意見交換会を行っているところでもあります。

今後も、引き続き、移り住んで来られた方々から意見を聞くなど、移住から定住になれ
るように、行政として支援できることについて、検討を深めてまいりたいと考えておりま
すのでよろしくお願いいたします。

議長（高橋正治君） 星野議員。

3番（星野精一君） はい、3番。

この担当は、むらづくり観光課の若者雇用創出室がやっていますか。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

はい、そのとおりです。むらづくり観光課が担当となっております。

議長（高橋正治君） 星野議員。

3番（星野精一君） はい、3番。

島根県の日本海側、これは隠岐諸島の中に海士町という半径4キロぐらいの、小さな島であり自治体があります。フェリーが1日2回、冬は1回。3時間掛かるへんぴな島は、かつて7,000人居た人口がどんどん減り始め、危機感を持った町は、定住対策に本腰を入れ、それは着実に効果を上げ、2004年から2009年にかけて144世帯234人が移り住んだとのこと。

それは現在村の人口の1割を占め活性化を大いに進めているとのこと。

私たちの村にも幸いなことに、移り住む若者が沢山いますが、地縁や血縁も全くないところに入ってくる心細さは、この村で生まれ育った我々には、なかなか理解できないと思います。

例えはつたないですが、Iターン移住してくれる人達は、片品に惚れて片品に嫁いで来たんだと。それでは、仲人親は誰なのかと言え、これは村であります。村が親の努めとして、彼らをしっかり支えてあげるべきです。定住促進係というものを是非設けていただきたいと思います。利根郡他市町村の行政機構図のなかにも、定住促進係というものは見あたりません。先んずれば人を制すると言いますけれども、しっかりとした支援をして、しかもそれを政策的にやることによって、Iターンを呼び込めるはず。これに対してお考えはどうでしょうか。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） むらづくり観光課長でよろしいですか。

3番（星野精一君） はい。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） 片品村では、ただいま第3次総合計画後期計画を基に進めておりますけれども、その中でも、特に大事だと、大切だということについては、人口問題、そして若い人達の働く場所、環境も含めてですね。そういうことが大事だということでシンボルプロジェクトとして設け、それに取り組んでいるところでございます。その若者の雇用創造等に取り組むために必要であるということで、むらづくり観光課の中に、若者雇用創出室という部署を設けて、今取り組んでいるところでございますので、今言われました定住促進につきましても、取り組みをしておりますけれども、更に先ほど村長が言われましたように、深めてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。今ある部署のなかで、そういう部屋があるということをご理解をいただきたいと思っております。

議長（高橋正治君） 星野議員。

3番（星野精一君） はい、3番。

若者雇用なんですけれども、これは職員が何名いて、性別は男か女かお聞かせください。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

私がその室長も兼務をしております。その他に職員として、男性が2名、女性が1名という形で取り組んでおります。

議長（高橋正治君） 星野議員。

3番（星野精一君） 非常に充実したメンバーで、これは安心しております。

椎坂トンネルも1年早く前倒しで開き、自然が豊かで支援も含めた子育て環境の良いところに住みたいという若者は増えています。価値観が変わってきています。少し収入が落ちても、とにかく子供の環境を優先したいと。片品はそれに当てはまる場所だと考えております。村の政策として活性化にもなりますので、是非これを押し進めてください。

続きまして、農業の活性化に移ってもよろしいでしょうか。

議長（高橋正治君） どうぞ、続けて質問をお願いします。

3番（星野精一君） 観光と農業の2本柱の片品ですが、農業の方は片品農協がしっかりと引き受けてくれてきました。

しかし、合併後、支店となり3年経ち合理化が進み、片品ならではの独自性が発揮できない状況になってきたのを、1人の農家として実感します。私は、行政がそれを補う組織を立ち上げるべきが来たと思っておりますけれども、村長の見解をお聞かせください。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

ご質問にありますように、農協の合併により広域的な組織運営となることから、以前のような本村の独自性を活かした農業運営が薄れつつあることについては、認識しているところであります。

村としては、特色を活かした近代化農業の振興と青年就農者や新規就農者等の育成を図るべく、各種農業団体等を含めた農業振興対策を図れる組織を設置して、本村の資源を活かした活気ある村づくりを構築していくことが必要であると考えていますので、議会の皆様のご協力をお願いして、星野精一議員への答弁とさせていただきます。

議長（高橋正治君） 星野議員。

3番（星野精一君） 片品の農業は、伸び代がふたつあると私は考えております。

昨年度は、農産物の売上がトマトの6億2,000万円を筆頭に、合計11億2,000万円。これは農協を通じた額で個人出荷も加えれば12億強だと思います。

トマト・とうもろこし・大豆・小豆・りんごなど片品で生産される作物は、私、15年間直売をしてきましたけれども、その実感として、日本の1番のブランドになれる実力を兼ね備えていると思っております。

今、足りないのは、農家自身が1番になろうという意欲と、1番にしてやろうという農協の情熱です。このふたつが発揮され、そこに政治の力が加われば、1本100円で売っているとうもろこしが150円。4kg箱1,000円で売っているトマトが1,500円と売上の伸び代はまだまだあるということです。

ふたつ目は、今、片品の農業は大規模農業から中・小規模農業に移っております。大根の10分の1ほどで、トマトは営農できます。当然、条件の良い農地が余ってきます。これを活用しながら就農によるUターン、Iターンも十分できます。その伸び代このふたつであります。

仕事師を集めた組織を立ち上げることは、村の活性化につながります。

私もひとりの農家としていかなる協力も惜しみませんので、私たちの村から日本で1番の農作物ができるように、議会と行政が協力しながらやっていく時代に入っていると思います。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わります。

議長（高橋正治君） 星野精一君の質問を終わります。ご苦労さまでした。
以上で、一般質問を終わります。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。
午前11時20分

午前11時30分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7 議案第1号 片品村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第7、議案第1号 片品村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第1号 片品村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について提案の説明を申し上げます。

本条例は、平成24年5月11日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され、法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、市町村が対策本部条例で必要な事項を定め、感染症法と相まって新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るためでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。
保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長（吉野耕治君）
（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 片品村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第8、議案第2号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第2号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、平成23年法律第37号の規定に基づき、片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長（吉野耕治君）

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

**日程第9 議案第3号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営等に関する基準を定める条例の制定について**

議長（高橋正治君） 日程第9、議案第3号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの

事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第3号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第37号の規定に基づき、片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長（吉野耕治君）

(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 片品村道路構造条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第10、議案第4号 片品村道路構造条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第4号 片品村道路構造条例について、提案の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第37号の規定に基づき、片品村道路構造条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君）

(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（戸丸廣安君） はい。

議長（高橋正治君） はい、8番 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 8番。

理解を深めたいので、教えて欲しいのですが。かなりのボリュームでございます。

この新条例の特徴というものはどういうことなのか。理解を深められればと思っておりますのでお願いします。

議長（高橋正治君） 農林建設課 萩原正信君。

農林建設課（萩原正信君） はい。

これは、冒頭申し上げましたように、国の方で地域の自主性及び自立性を深めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律に基づきまして、道路法で今まで規定されていたものが、それぞれの自治体の方に権限が委任されたために、それぞれの市町村において道路構造について定めるというものであります。

議長（高橋正治君） 続いて、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村道路構造条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村道路構造条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前 11時59分

午後 1時30分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 議案第5号 片品村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第11、議案第5号 片品村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第5号 片品村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第105号の規定に基づき、片品村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君）

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 片品村道路標識条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第12、議案第6号 片品村道路標識条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第6号 片品村道路標識条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第37号の規定に基づき、片品村道路標識条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君）

(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。
これから、議案第6号 片品村道路標識条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号 片品村道路標識条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第13、議案第7号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造君。
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。
議案第7号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

る法律平成23年法律第105号の規定に基づき、片品村布設工事監督者に関する配置基準及び資格基準、水道技術管理者に関する資格基準条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君）

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 片品村村営住宅等整備基準条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第14、議案第8号 片品村村営住宅等整備基準条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第8号 片品村村営住宅等整備基準条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第37号の規定に基づき、片品村村営住宅等整備基準条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君）

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村村営住宅等整備基準条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村村営住宅等整備基準条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 片品村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第15、議案第9号 片品村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第9号 片品村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第105号の規定に基づき、片品村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君）

(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。
これから、議案第9号 片品村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号 片品村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号 片品村消防団条例の全部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第16、議案第10号 片品村消防団条例の全部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造君。
(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。
議案第10号 片品村消防団条例の全部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。
今回の改正は、消防組織法の規定に合わせるため、条例の全部改正をお願いするものです。
なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。
総務課長 桑原護君。

総務課長（桑原護君）

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村消防団条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村消防団条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第17、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

労働安全衛生法で選任を義務付けられている産業医の報酬年額を、2万5,000円に定め、別表に加えるものです。

附則につきましては、施行期日を定めたもので、平成25年4月1日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第18、議案第12号 片品村福祉医療費の支給に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第12号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、条文中で引用している法律名が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長（吉野耕治君）

(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第12号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第19、議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、景気情勢を踏まえ小口資金の利用者に対する返済負担の軽減対策として、借換制度を継続できるようにし、さらに融資期間を最長3年間延長することを可能とするもので、村内中小企業の振興を図るために一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君）

(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第14号 指定管理者の指定について

議長（高橋正治君） 日程第20、議案第14号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第14号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村老人憩の家につきましては、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで第4区に指定管理者として管理をお願いしてあります。

引き続き平成25年度についても、第4区に指定管理者の指定をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第14号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第21 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（高橋正治君） 日程第21、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第1号につきましては、該当者であります本人が議場におられますので、星野準一君の退場をお願いします。

（星野準一君 退場）

議長（高橋正治君） 本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会委員、星野準一氏の任期が平成25年3月31日に満了になるため、引

続き同氏に教育委員をお願いするものであります。

星野準一氏は、人格並びに教育に関する識見とも適任者であり、小学校の統合や国体スキー競技会の開催に引き続き尽力いただきたいと考えていますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

星野準一君入場お願いいたします。

（事務局長 扉を開けに行く）

（星野準一君 入場）

日程第22 議案第15号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第6号）について

日程第23 議案第16号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第24 議案第17号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第25 議案第18号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第26 議案第19号 平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第20号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について

日程第28 議案第21号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議長（高橋正治君） 日程第22、議案第15号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第28、議案第21号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第15号 平成24年度片品村一般会計補正予算第6号について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億4,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,455万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、村債等の減額、地方交付税、分担金及び負担金の増額であります。

歳出につきましては、片品村学校建設基金積立金8,300万円等で増額となる他は、事業の終了や補助金等の額の確定等による減額調整が主なものであります。

繰越明許費につきましては、過疎集落等自立再生緊急対策事業、太田原地区農道整備事業、前原地区農道整備事業、道路災害復旧事業等であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第16号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計補正予算第3号について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,385万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,978万7,000円にお願いするもの

でございます。

歳入につきましては、療養給付費交付金、前期高齢者交付金等の増額と保険税、国庫支出金、繰入金等の減額であります。

歳出につきましては、保険給付費等の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第17号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ228万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,961万3,000円にお願いするものでございます。

歳入歳出ともに、主に事業の確定等による額の調整であります。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び国庫支出金等の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、維持管理費、建設改良費等の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第18号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算第3号について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入で主なものは、尾瀬ロッジ第2期指定管理契約により利用料を改訂したため155万円を減額し、オグナほたか利用料につきましては455万9,000円の増額、また、国有林賃借料を収入、支出とも439万円を減額するものでございます。

収益的支出の主なものは、オグナほたかで圧雪車2台を廃車処理したことにより必要な経理処理として、固定資産除去費544万9,000円の増額を計上するものです。

併せて、これらによって不足する財源を補うために、一般会計からの補助金を213万円増額するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第19号 平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算第3号について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ93万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,046万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、介護給付費交付金の135万9,000円の減額、普通徴収保険料の82万円の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、介護予防サービス等諸費の389万円の減額、介護サービス等諸費の350万円の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願

い申し上げます。

議案第20号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算第3号について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ61万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億911万円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料の減額であります。

歳出につきましては、総務費で人件費の退職手当組合負担金の増額、施設費で維持管理に必要な手数料等の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第21号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ185万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,561万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料の52万7,000円の減額、繰入金の71万3,000円の減額、諸収入の61万3,000円の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の52万2,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金の114万1,000円の減額、諸支出金の19万円の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 議案第15号から議案第21号までの質疑以降につきましては、後日の本会議において審議します。

日程第29 議案第22号 平成25年度片品村一般会計予算について

日程第30 議案第23号 平成25年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第31 議案第24号 平成25年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

日程第32 議案第25号 平成25年度片品村営観光施設事業特別会計予算について

日程第33 議案第26号 平成25年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第34 議案第27号 平成25年度片品村下水道事業等特別会計予算について

日程第35 議案第28号 平成25年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（高橋正治君） 日程第29、議案第22号 平成25年度片品村一般会計予算についてから、日程第35、議案第28号 平成25年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第22号 平成25年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

平成25年度当初予算の編成にあたっては、小さくても輝く村を目指して、「村民と行政との協働」を基本に重点施策を定め予算編成を行った結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、39億2,000万円となり平成24年度当初予算に比べ、5億8,600万円、17.6パーセントの増額となりました。

重点施策につきましては、自主・自立の村づくりのために、第5次片品村行政改革大綱に基づき、なお一層の行財政改革の推進を図ります。

保健・福祉については、誰もが安心して暮らせるために、子育て支援の重点施策として2歳児以上の保育料を無料化し保護者の負担を軽減します。

また、不妊治療費補助事業、乳幼児や高齢者、障害者等のため各種事業、疾病の予防と早期発見・早期治療のための総合検診などの各種事業を実施し健康づくりを推進します。

教育・文化については、豊かな心をはぐくむために、学校給食費の保護者負担金の一部無料化を実施します。

また、平成28年4月の小学校の完全統合に向けた準備や中学校の改修計画の策定を行うとともに、第51回全中スキー大会の開催、第70回国体スキー競技会の開催準備、片品村誌改訂版の完成などを実施します。

環境・安全については、快適で安全な生活のために、片品村地域防災計画に基づき体制整備を構築するとともに、防災・防犯・消防機材などの整備と充実を図ります。

また、生活道路網の整備については、地区要望事項を推進するとともに、塗川橋の架替工事ははじめ老朽化した橋梁の架替えや長寿命化対策を実施します。

産業については、資源を活かした活気ある村づくりのために、産業の振興と若者等の雇用創造の戦略的な推進を図ります。

特に、農業委員、認定農業者、農業者団体、若者農業者などの関係者で組織する仮称片品村農業振興対策委員会を設置して、本村の特性を活かした魅力ある農業の推進に努めます。

また、引き続き、有害鳥獣防止柵の設置等による農林業被害の防止、農業者団体への農業機械や農業施設等の整備を行うとともに、新たに、若者の就農を定着させるための青年就農給付金事業を行うなど多様な施策を行い農業振興を図ります。

一方、商工観光の推進につきましては、体験旅行等の受入れ促進や外国人誘客事業を積極的に行い観光の振興を図るとともに、事業者の経営安定化を図るために小口資金融資による村独自の利子補給制度を継続して実施します。

限られた予算の中ではありますが、要望をいただきながら、なかなか着手できなかった各地区からの要望事項にも出来得る限り配慮をさせていただきました。

これからも、常に行財政改革を推進し、健全な財政運営を行い、可能な限り村民の皆様の低負担高福祉に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第23号 平成25年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億6,426万5,000円にお願いするものでございます。対前年比で0.1パーセントの増であります。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1億7,050万円、国庫支出金2億6,967万8,000円、前期高齢者交付金9,274万8,000円、共同事業交付金1億3,396万3,000円、繰入金1億2,050万3,000円であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費5億3,467万6,000円、後期高齢者支援金等1億1,662万2,000円、介護納付金5,888万1,000円、共同事業拠出金1億2,804万5,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第24号 平成25年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,700万円にお願いするものでございます。

前年対比で1,250万円、14パーセントの減額でございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料6,639万8,000円、繰入金907万3,000円であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の2,178万2,000円であります。

主な事業は、配水池等、施設の老朽化に伴う改修と維持修繕、維持管理費等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第25号 平成25年度片品村営観光施設事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入の観光施設事業収益は、1億311万円、収益的支出の観光施設事業費は1億279万1,000円、資本的収入は2,000万円、資本的支出は6,500万円でございます。

なお、一般会計補助金は1億円を予定しており、3条予算に8,000万円、4条予算に2,000万円としております。

収益的収入の事業収益については、施設運営が全て指定管理者によるものであるため、昨年度に引き続き計上がございません。

営業外収益については、1億310万7,000円で、そのうち一般会計補助金が8,000万円、オグナほたかの指定管理者から土地使用料及び施設使用料として1,870万円、その他武尊牧場観光施設及び尾瀬ロッジの使用料等でございます。

収益的支出の事業費については、営業費用が9,738万5,000円で、主なものは武尊牧場施設、尾瀬ロッジ、オグナほたかの施設管理費と減価償却費でございます。

営業外費用については、540万3,000円で、主なものは長期借入金の利息及び消費税でございます。

その他、特別収益、特別損失ともに3,000円を計上しております。

資本的収入につきましては、2,000万円で、一般会計補助金でございます。

資本的支出につきましては、6,500万円で、スキー場施設長期借入金の償還金でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第26号 平成25年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6,383万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金1億2,906万2,000円、国庫支出金1億1,493万6,000円であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4億3,895万円、地域支援事業費1,349万2,000円、総務費999万4,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第27号 平成25年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億576万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金8,388万4,000円、使用料及び手数料1,866万8,000円、分担金及び負担金100万円であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費1,964万円、施設費3,704万2,000円、建設費313万円、公債費4,585万6,000円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第28号 平成25年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,403万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料2,951万3,000円、一般会計繰入金2,152万4,000円、受託事業収入224万円であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費425万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金4,922万5,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 議案第22号から議案第28号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（高橋正治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時27分 散会